

「三郷市在宅重度心身障害者手当支給条例」の一部を改正する条例（案）について

【改正理由】

高齢化等の社会環境が変化する中、加齢による障害者手帳取得も増加してきました。障害者手帳所持者の増加に伴い、在宅重度心身障害者手当（以下、在宅手当という。）をはじめ、障がい福祉に関わるサービスを利用する方も増え、65歳以上の方につきましては、介護保険制度等のサービスも併せて利用する方も増えてきました。

このような中で在宅手当の支給を今後も安定的かつ持続的に実施するために、支給対象者の見直しを行うものです。

【制度概要】

市内に居住する重度の障がいのある人の経済的負担の軽減を図る目的で、障がいのある本人に支給されるものです。

対象者 ①身体手帳1級・2級の交付を受けている人

②療育手帳[Ⓐ]・Aの交付を受けている人

③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

④上記①、②に相当すると市長が認めた人

※ただし、次に該当する人には支給されません。

・施設に入所している人

・市区町村民税が課税されている人（障がい者本人）

・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給している人

・障害者手帳の有効期限の切れた人（更新等で障害の判定が確定するまでの期間、一時支給の停止をすることがあります。）

手当額 障害者手帳取得時年齢

65歳未満・・・月額5,000円

65歳以上・・・月額2,500円

【改正の主な内容】

<改正前>

新規で障害者手帳取得時の年齢が、
65歳未満・・・月額5,000円
65歳以上・・・月額2,500円

<改正後>

新規で障害者手帳取得時の年齢が、
65歳未満・・・月額5,000円
※65歳以上で新たに障害者手帳の交付を受けた者は手当支給対象外とする。
既に在宅重度心身障害者手当を受給している人はそのまま継続します。
施行日（令和9年1月1日）より適用。

- ① 令和9年1月2日以降に65歳の誕生日を迎えた後、初めて障害者手帳を取得した人は、対象外となり在宅手当は受給できません。
- ② 令和9年1月1日までに在宅手当2,500円を受給している人は、令和9年1月1日以降も2,500円を受給できます。
- ③ 令和9年1月1日までに在宅手当5,000円を受給している人は、令和9年1月1日以降に65歳になった場合でも5,000円を受給できます。